

医師法

第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第七条 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

- 2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができる。
- 3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 厚生労働大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール（抜粋）

平成15年12月24日

「人」に関する対策として、

- ① 16年度より始まる医師臨床研修必修化に併せて研修医への安全意識の徹底を図るとともに、学術団体等が行う生涯教育に資する講習会の受講を求めるなどの医師・歯科医師の資質向上への取り組みを進め、医師・歯科医師としてのるべき知識・技術・倫理の徹底を図る。
- ② 刑事事件とならなかつた医療過誤等にかかる医師法等上の処分の強化を図るとともに、刑事上、民事上の理由を問わず、処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育制度について検討する。

平成16年3月17日
医道審議会医道分科会了承

処分を受けた医師に対する再教育について

処分を受けた医師に対する再教育については、今後、以下の方針で臨むこととしてはどうか。

(1) 当面の措置

医業停止処分を受けた医師に対しては、当面、既存の再教育・再研修プログラムを受講することを勧奨し、医師会など研修事業を行う団体との連携を強める。

(2) 再教育の具体的な内容の検討

医業に復帰する医師に対する再教育の具体的な内容については、別途、有識者から構成される検討会を立ち上げ、平成16年度中を目途に検討を進める。

※ 主な審議の内容

- ・ 医業停止処分を受けた医師に対する再教育の具体的な内容
(再教育の期間、手法、実施機関)
- ・ 海外の事例の検討
- ・ 再教育の実効性を担保するための方策

医師及び歯科医師の処分件数(昭和46年度～平成16年7月)

区分	医 師			歯 科 医 師			合 計		
	免許取消	業務停止	小計	免許取消	業務停止	小計	免許取消	業務停止	合計
医師法違反	2	38	40	1	1	2	3	39	42
歯科医師法違反	0	0	0	1	37	38	1	37	38
その他の身分法違反	0	48	48	0	3	3	0	51	51
薬事法違反	1	6	7	0	0	0	1	6	7
麻薬取締法違反	0	26	26	1	1	2	1	27	28
覚せい剤取締法違反	3	21	24	3	22	25	6	43	49
大麻取締法違反	0	7	7	0	18	18	0	25	25
殺人及び傷害	8	5	13	6	4	10	14	9	23
業務上過失致死(傷害)／車両	0	9	9	0	10	10	0	19	19
" / 医療	0	48	48	0	3	3	0	51	51
猥亵	12	29	41	5	18	23	17	47	64
贈収	0	57	57	2	10	12	2	(1)	67
詐欺	3	55	58	2	10	12	5	65	70
書偽	0	16	16	0	4	4	0	20	20
文書偽造反求	2	62	64	0	9	9	2	(1)	71
所得税法等違	0	97	97	0	48	48	0	(1)	145
診療報酬の不正請求	0	34	49	2	8	10	17	42	145
その他	15								59
計	46	558	604	23	206	229	69	(3)	764
									833

(注) ()書きは、医師及び歯科医師の2つの免許取得者の再掲である。